

改正民法(債権法)セミナー

～企業取引や経営への影響を事例を挙げて分かりやすく解説～

2020年4月1日に施行される改正民法では、契約ルールについて約200項目の改正が行われ、企業活動や国民生活への大きな影響が予想されます。

そこで、本セミナーでは、改正民法が企業取引や経営に与える影響について、事例を挙げて分かりやすく解説します。

開催要項

平成30年11月21日(水)

18:30～20:00

柏商工会議所401会議室 柏市東上町7-18

受講料 無料 / 定員 先着50名

主な講演内容

1. 売買における買主の権利・売主の責任は、
どう変わるか?
2. 請負における注文者の権利・請負人の責任は
どう変わるか?
3. 賃貸借における貸主や借主の権利・義務と
保証人の責任は、どう変わるか?



講師紹介

弁護士法人千代田オーク法律事務所所長
弁護士 児玉 隆晴 氏
柏商工会議所 会員

【学歴、職歴】

昭和60年10月 司法試験合格
昭和63年4月 弁護士登録
平成5年4月 児玉隆晴法律事務所開業
平成21年法人化し、千代田オーク法律事務所開設(柏支所も開設)

【取扱事件】

一般民事、商事事件等多数

【著書等】

やさしく、役に立つ改正民法(債権法)
～一般市民・企業のための改正とは～
(信山社)他多数

(切取らずにFAXしてください)

11/21開催・経営安定セミナー受講申込書(経営支援課宛FAX)

FAX:04-7162-3323/TEL:04-7162-3305

事業所名	電話番号
住所	
参加者名①	参加者名②

※ご記入いただきました情報は、当会からの各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます
※当会から連絡が無い限り、受講可能ですので、当日は直接会場へお越し下さい。